

注 意 事 項

● 人員配置について

職員配置は、指定日において必ず雇用することを前提としてください。
指定日において、指定基準を満たす人員配置ができていない場合は、休止又は廃止をして
いただることになります。
また、雇用の予定がない職員を挙げて指定申請をした場合は指定取消等の行政処分の対象
となります。

管理者について

- 管理者が欠格事由に該当する場合は、指定することができませんので、よくご確認
ください。
また、管理者の兼務については、当該事業所の管理業務に支障がない範囲は認めら
れますか、尼崎市では「業務に支障がある」と判断して、3つ以上の兼務は原則認
めていません。
- 管理者が当該事業の勤務時間中に、当該敷地以外の他事業所に従事している場合は、
人員基準違反となります。
なお、新規指定及び指定更新後にこのような就業実態が判明した場合は、取消事由
になることもあります。

資格要件について

- 資格要件が必要な職種については必ず資格を確認できるもの（資格者証・研修修了
証など）の写しを申請書に添付し、事業所でも保管しておくこと。
- 指定日において資格要件を満たしていない場合は、有資格者とみなしません。
資格要件が確認できない場合は、指定をしない又は指定日を翌月以降に変更してい
ただくことになります。

兼務について

- 人員配置基準で常勤専従が要件でない職種は、他の業務と兼務することはできま
すが、加算を算定する場合は、常勤専従が加算の要件になっている場合があります。
必ず、加算の要件を確認した上で人員配置をしてください。
- 加算の要件を満たさないことが、後日判明した場合は、遡って加算分の報酬を返還
いただくことになります。

● 設備基準について

- 指定申請時には、サービス提供ができる状態にして写真を提出してください。

● 運営基準について

- 運営規程には、尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及
び運営の基準等を定める条例に規定されている事項を盛り込むこと。
高齢者虐待の防止
研修計画の作成
事故の発生又は再発防止に向けた指針の作成
書類の保存年限（5年）
暴力団の排除

指定後の注意事項

- 基準を満たしていないまま事業を継続していると、指定取消しとなる場合あり
ます。
- 指定申請又は更新申請時、虚偽の申請（人員配置や資格要件を偽るなど）が発覚
した場合は、指定取消しの対象となります。
- 指定が取り消されると、代表者等には5年間居宅サービスの指定が受けられない等
の欠格事由が付きます。
- 指定が取り消されると介護報酬を返還していただくことになります。
また、返還される介護報酬には、40%の加算を付けることがあります。
- 指定日の時点で、申請内容と異なる部分があった場合（職員配置や電話番号など）
は、早急に変更届を提出してください。
- 指定日以降、人員配置が基準を満たさなくなった場合は、休止又は廃止をする必要が
ありますので、早急に届け出してください。運営を続ける場合、職種によっては人員欠
如により介護報酬が減算となります。

定 義

常勤換算方法

当該事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

例）週40時間が常勤の事業所で週20時間の非常勤職員が3人配置されている場合

$$20\text{時間} \times 3\text{人} = 60\text{時間} \quad 60\text{時間} \div 40\text{時間} = 1.5\text{人}$$

よって1.5人が常勤換算方法での員数となる。

常勤

当該事業所における勤務時間が当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していること。

例1）就業規則で1日8時間、週5日勤務と定められている場合

週40時間が常勤となる。

例2）就業規則で週32時間以下と定められている場合

週32時間が常勤となる。

ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤従業者が勤務すべき時間数を週30時間として取り扱うことを可能とする。

専ら従事する 専ら提供にあたる

原則として当該サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないこと。

サービス提供時間帯

当該事業所における通所介護サービスを提供する開始から終了までの時間帯（指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいう。

看護師 看護職員

看護師・・・正看護師

看護職員・・・看護師又は准看護師

訪問看護事業については保健師、看護師又は准看護師